インターネットモニタリング事業業務委託先募集要領

１　事業の目的

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、人権に関わる様々な問題が発生している。愛知県人権尊重の社会づくり条例において、人権課題として個別に取り上げている部落差別、在留外国人及び性的少数者の他、特に差別を助長する書き込みが懸念される障害者、感染症の５分野について、県内におけるインターネット上の悪質な書き込み等の実態を把握するためのモニタリングを実施する。

２　業務内容

別添「インターネットモニタリング事業業務委託仕様書」のとおり。

３　委託金額限度額

（１）7,413,120 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、契約保証金については、愛知県財務規則第 129 条の２に基づき、契約金額に 100 分の 10 を乗じて得た額とする。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第 129 条の３の各号のいずれかの規定に該当する場合は、全部又は一部を免除する。

※委託契約については、県議会で本事業に係る予算の成立が条件となる。

（２）委託費の支払条件

精算払とする。

４　契約期間

令和８年４月１日(水)から令和９年３月 31 日(水)まで

５　応募資格

応募資格者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

（１）企画提案書提出期限の時点において、愛知県会計局が作成した入札参加資格者名簿（最新のもの）、業務（大分類）「3.役務の提供等」、営業種目（中分類）「08.コンピュータサービス」のうち、取扱内容（小分類）の「04.インターネット関連サービス」又は「99.その他」に登録されている者であること。

（２）企画提案書の受付期間において、愛知県から入札参加資格（指名）停止の措置を受けていないこと。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４＜一般競争入札の参加者の資格＞の規定に該当しない者であること。

（４）「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年６月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

６　応募方法

（１）参加表明書の事前提出

本事業の受託を希望する事業者は、できるだけ速やかに、以下により参加表明書を事前提出すること。

ア　提出書類及び方法

件名を「インターネットモニタリング事業の参加表明について」とした電子メールに別紙様式１を添付し、「11　連絡先・書類提出先」の愛知県県民文化局人権推進課のメールアドレスに提出。（印不要）

イ　資料等の送付

県からの資料の送付その他連絡事項については、参加表明書の提出があった事業者に対してのみ実施する。

ウ　その他

参加表明書の事前提出は、応募の必須条件とする。なお、参加表明書の事前提出を行っても、参加を取りやめることは可能である。

参加表明書の事前提出について、提出が遅くなった事業者は、そのことに起因する不利益があったとしても、事業者がその責を負うものとする。

（２）企画提案書の提出

本事業の受託を希望する事業者は、以下により企画提案書等を提出すること。

ア　提出書類

（ア）企画提案書（様式２又は様式の内容を満たす任意様式）

（イ）経費積算書（任意様式）（税込表記）

（ウ）会社の概要がわかる資料（会社パンフレット等）

（エ）社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式３）

イ　提出部数

８部（正本１部、副本７部）

ウ　提出期限

令和８年３月５日（木）正午まで（必着）

エ　提出方法

郵送または持参（持参の受付は平日の午前９時から午後５時まで。ただし、提出期限日は正午まで。）

オ　提出先

〒460-0001　名古屋市中区三の丸三丁目２番１号
愛知県県民文化局人権推進課（愛知県東大手庁舎３階）
電話　052-954-6749

（３）応募に関する条件等

ア　応募資格を有さない者の応募や、提出物に不備のある場合は、受理しない。

イ　提出に係る一切の経費は、企画提案者の負担とする。また、提出された資料は返却しない。なお、県は提出された書類を本県業務委託者の選定以外の用途には使用しない。

7　企画提案書の選定等

（１）選定方法

ア　提出された企画提案書については、県が設置する選定委員会において選定を行い（１次選定)、１次選定での点数が高いものから上位５件以内（２件以上）について、最終選定を行う２段階方式とする。ただし、１次選定で基準を満たさない企画提案書については、最終選定を行わない。

イ　選定委員会は非公開とし、経過等選定に関する問合せには応じない。

（２）選定基準

評価項目		評価内容	配点
１実施体制		・本業務を実施するための人員は確保されているか。 ・本業務を実施するに際して、非常時への対応等、危機管理体制は整っているか。 ・個人情報の取扱いなど、コンプライアンスに関する社内の体制は整っているか。	10
２実績		・本業務と同種・類似した業務の実績はどの程度あるか。また、その業務の実績・成果は本業務にふさわしい内容か。	10
３事業積算の妥当性		・提案内容の経費の見積項目・金額は適切か。	10
４提案内容の的確性		・提案内容は、本業務の目的を達成できる内容か。 ・本業務の趣旨が正しく理解されているか。 ・具体的かつ実施可能なスケジュールとなっているか。	10
５提案内容の実現性	(1)	・モニタリング対象メディアの提案は、本事業の趣旨に沿ったものか。	15
	(2)	・モニタリング対象の書き込み等について、精度の高いキーワード検索の実行が可能か。 ・検索結果から悪意のある書き込み等を抽出する方法は、有効的な手段か。	30
	(3)	・悪意ある書き込み等の検索実施回数は妥当であるか。また、抽出結果について、速やかに適切な報告することが可能か。	5
	(4)	・県や県民からの質問や相談に対して適切な対応をすることが可能か。 ・県民からの相談の受付方法は、利便性の高い方法であるか。 ・県が実施する人権相談に資する助言や支援が可能か。	10
６社会的価値の実現に資する取組		・人権啓発の推進、環境に配慮した事業活動、障害者等への就業支援、男女共同参画社会の形成、仕事と生活の調和、エコモビリティライフの推進、安全なまちづくりと交通安全の推進、健康づくりの推進、取引適正化の推進	7
		合計	107

（３）選定結果

全提案者に対して書面により通知する。

（４）契約

選定委員会において選定された者と業務委託内容及び委託金額について協議の上、委託契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議するものとする。

８　委託業務内容及び企画提案書に関する質問

（１）受付期間　令和８年２月 18 日(水)～２月 24 日（火）午後５時まで

（２）提出先及び提出方法

愛知県県民文化局人権推進課のメールアドレスに提出すること。メールの件名は「インターネットモニタリング事業業務委託について」とすること。

（３）回答方法

令和８年２月 27 日（金）までに人権推進課ウェブページ(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/)「新着情報」に掲載する。

９　スケジュール（予定）

令和８年２月１８日（水）	公募開始
２月２４日（火）	質問書の提出期限（午後５時まで（必着))
２月２７日（金）	質問への回答
３月　５日（木）	企画提案書の提出期限（正午まで（必着))
３月中旬～	選定委員会（書面）による審査 委託先の決定
４月　１日（水）	契約締結・事業の実施
令和９年３月下旬	業務完了届の提出、完了検査
４月	委託料支払

10　その他

（１）企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。

（２）以下の項目に該当した企画提案者は失格とし、その旨を通知するものとする。

ア　応募資格を満たしていないと判断される場合

イ　虚偽の記載や、他の提案者の妨害、他者の提案の代理をするなどの不正行為があったと認められた場合

（３）企画提案書の提出は１者１案とする。

（４）提出資料に係る個人情報は、本業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。

（５）提出された企画提案書の著作権は、愛知県に帰属するものとする。

（６）提出された企画提案書は、受託業者選定のための資料であり、正式な企画案については、愛知県と協議の上決定することとする。

（７）企画提案に基づく見積額は、契約時に至って、同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して委託先を決定するため、委託契約額が見積額と同額になるとは限らない。

（８）受託者は、業務委託の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、随時、県との連絡調整を行うこととする。

11　連絡先・書類提出先

愛知県県民文化局人権推進課（愛知県東大手庁舎３階）

〒460-0001　名古屋市中区三の丸三丁目２番１号

電話　052-954-6749

FAX　052-973-3582

電子メール　jinken@pref.aichi.lg.jp